

令和2年3月3日

市内居宅介護支援事業所
高齢者あんしん相談センター 各位

志木市長寿応援課長

サービス担当者会議等の取扱いについて（通知）

平素は、円滑な介護保険事業運営へのご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。また、このたびの新型コロナウイルス感染症への対応にも多大なるご協力をいただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、サービス担当者会議については、令和2年2月28日付け国通知により、臨時的な取扱いとして、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からやむを得ない理由がある場合には、自宅以外での開催や電話・メールの活用によることができるとされています。

具体的には、当分の間以下のような取扱いとしますので通知します。

- ・自宅以外での開催等については、自宅への訪問拒否などの利用者側の都合による場合や、介護支援専門員自身の体調不良による場合などの真にやむを得ない場合とし、事業所側の都合で一律に所属の介護支援専門員が利用者の自宅への訪問を行わないなどの対応は避けること。
- ・自宅以外で開催した場合や電話・メールの活用により会議の開催に代えた場合は、その理由等についても経過記録に明記すること。

※モニタリングやアセスメント等についても、これに準じる扱いとします。

担当：介護保険グループ（渋谷）

電話 048-473-1111

（内線 2434）